

管理番号：NSE-0001 第3版

# グリーン調達ガイドライン

第3版

2017年2月1日

日電精密工業株式会社

## 目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 本ガイドラインの位置づけ
4. 定義
5. グリーン調達の考え方
  - 5.1 調達方針
  - 5.2 化学物質管理基準
6. 法規制の優先
7. 仕様書等への規制する化学物質不使用の記載
8. 顧客要求
9. 当社要求事項
  - 9.1 環境品質管理システムの構築
  - 9.2 化学物質管理の実施
  - 9.3 環境情報及び製品情報の提出
  - 9.4 分析データの取得
  - 9.5 製品情報の取扱い
  - 9.6 検査成績書等への記載
  - 9.7 変更申請及び異常発生連絡
10. 監査の実施
  - 10.1 環境品質管理体制
  - 10.2 含有化学物質管理状況
  - 10.3 調達先、外注先管理
  - 10.4 変更管理
  - 10.5 異常管理
  - 10.6 教育の徹底

## 1. 目的

日電精密工業株式会社（以下、当社という）は、原材料をはじめ部品や製品、梱包資材などの資材調達について、環境負荷の低減を目的とした活動を進めています。当社が製品を製造しお客様に納入する製品において、お取引先様からの調達品に対して、「グリーン調達」に関する基本的な考え方や具体的な要望事項を明確にする事で、お取引様と当社が協力し、お客様へ納入する製品への環境負荷物質含有防止と環境保全活動に取り組んでいく事を目的としています。

## 2. 適用範囲

当社がお取引先様から購入し、お客様へ納入する製品に使用する部材や原材料、及び製品の製造・包装のために使用する物品、当社が製造工程の一部を加工委託した製品に対して適用します。

また、当社の製品製造工程で使用される購入品では、加工油、洗浄液、メッキ薬剤等も対象となります。包装材では、トレイ、タッパー、リール、ビニール類、層間紙等の直接製品に触れる部材およびダンボール、ビニール袋、乾燥剤、ラベルと印刷に使用のインク、マーキング等に使用のマジック等が対象となります。

## 3. ガイドラインの位置づけ

グリーン調達ガイドラインは、当社のグリーン調達に関わる基本事項を定め、お取引先への依頼事項、管理のための基準などを明確化し、お取引先様に周知徹底を図るための要求事項として位置付けます。

また、調達品毎に要求仕様が発生する場合には、必要に応じて個別仕様書に明記致します。本ガイドラインと個別仕様書とに相違点がある場合には、個別仕様書の内容を優先致します。

## 4. 定義

### (1) お取引先様

当社に対し部品・材料、包装材等を供給し、又は当社から生産工程の一部を委託され、それらの品質について製造者としての責任を負う事業者のことをいう。

### (2) 当社

本ガイドラインでは、日電精密工業株式会社（各工場含む）及び関連会社である日電精工㈱、日精電子㈱を総称し、当社という。

### (3) 環境品質

調達品並びに製品に含有する化学物質による環境影響、製品の製造および使用時の環境負荷を、品質事項としてとらえることをいう。

(4) 環境負荷物質

環境に影響を及ぼす化学物質として当社が定めた化学物質の事をいい、「使用禁止物質」と「使用削減・調査物質」に区分する。

(5) 使用禁止物質

多大な環境負荷、安全上の問題から、製品への含有、及び当社製造工程での使用を禁止する物質。

(6) 使用削減・調査物質

環境負荷低減、安全対策のため、製品含有量、及び製造工程での使用量、環境への排出量の把握をし、可能な範囲において削減を推進する物質。

(7) 閾値（しきいち）

購入品に含有される、環境負荷物質の含有率をいう。(wt%、ppm)

(8) 均質素材

均質素材とは、複数の素材、部品等に分けられる購入品において、実質的に均質な物質からなる構成部分をいう。分析の実施は原則として、均質素材毎に行う。

(9) 包装材

本書では、当社製品を出荷するために使用する、トレイ、タッパー、リール、ビニール類、層間紙等の直接製品と接触するもの、ダンボール、ビニール袋、乾燥剤、ラベル等をいう。

(10) RoHS

2002/95/EC : Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment の略。電機・電子機器に含まれる特定の有害物質の使用制限に関する EU 指令。

(11) REACH 規則、SVHC

Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals の略。化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する EU の法律。

また、人、環境への有害性が非常に懸念される物質を、高懸念物質（SVHC : Substances of Very High Concern）と位置付け、現在第 16 次 173 物質が公開されている。

## 5. グリーン調達の方針

### 5.1 調達方針

当社では、製品に含有する化学物質を管理し、その環境品質をお客様さらには社会に対して保証するため、以下の考えに基づき調達を実施致します。

- (1) 環境品質管理体制の確立された信頼できるお取引先様からの調達。
- (2) 環境負荷が少なく当社指定の使用禁止物質を含まないことが保証された物品の調達。

## 5.2 化学物質管理基準

法規等でその含有量の許容値が定められている化学物質については、国内外における法規制、顧客要求を基に当社としての含有量の閾値を定めます。【表 1-2 参照】

## 6. 法規制の優先

本ガイドラインに記述された関連する法規制は、代表的なものを示したに過ぎず全ての規制を網羅したものではありません。又、本ガイドラインに従い規制する化学物質管理を行う事で、お取引先様が国内外の法規制に基づく責務を免れるものでもありません。いかなる場合も、本書にない規制事項や、本書に定めた法規制値を上回るものについては、当該法規制を順守する必要があります。

## 7. 仕様書等への規制する化学物質不使用の記載

当社に納入される調達品について、必要に応じて個別仕様書の取交しや図面等による規制する化学物質不使用要求の記載を致します。

## 8. 顧客要求

弊社のお客様から、本ガイドラインに定めた事項の化学物質以外の物質や規制、厳しい管理条件を求められる場合には、お取引先様に対し、本書と一部異なるお願いをすることがありますので、その際には協力をお願い致します。

## 9. 当社要求事項

お取引先様に対し、当社は下記の要求をさせていただきますので管理体制の確立と運用をお願い致します。

### 9.1 環境品質管理システムの構築

お取引先様には、環境保全活動を組織的に推進し、継続的に改善の実施を行うとともに、当社に納入いただく調達品の環境負荷物質管理体制を確実なものとするため、環境品質管理システムを構築し、維持・向上をお願い致します。

この環境品質管理システムの構築には、お取引先様ご自身の責任に基づき、お取引先様の仕入れ先や外注・下請け先の管理も含まれます。

<環境品質管理システム>

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ①環境方針の策定          | ⑥製造工程管理の実施    |
| ②管理責任者と管理組織体制の確立  | ⑦仕入先、外注先管理の実施 |
| ③環境関連法規制の把握と遵守    | ⑧異常、変更管理の実施   |
| ④環境目的、目標、計画の策定    | ⑨監査の実施        |
| ⑤従業員に対する環境関連教育の実施 |               |

※上記各項目には、規制する環境負荷物質管理も含めシステムの構築、実施をお願い致します。

9.2 化学物質管理の実施

納入いただく調達品に対して化学物質の管理を行い、以下に示す規制の遵守をお願い致します。

- (1) 表 1-1 「使用禁止物質の用途と基準（閾値）」及び表 1-2、表 1-3 と表 1-4 「REACH 規則 SVHC 173 物質」（第 1 次～第 16 次）に記載の「使用禁止物質」を含有していないこと。
- (2) 環境負荷物質一覧は必要に応じて改定致します。
- (3) その他、国内外の関係法令を遵守していること。

表 1-1 使用禁止物質の用途と基準（閾値）

No.	物質名	用途	基準	
1	鉛及びその化合物	・樹脂、樹脂製品、及びその材料(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ、染料、接着剤 ・包装材料	意図的使用禁止 かつ、100ppm以下	
		鉛フリー はんだ	・棒はんだ・線はんだ・やに入りはんだ ・クリームはんだ・はんだボール	500ppm以下
			・買入基板のはんだ接合部 ・部品はんだめっき部(リード端子単体 などの溶融はんだめっき)	1,000ppm以下
			・フロー半田槽中の鉛フリーはんだ	800ppm以下
		金属めっき	・スズ系めっき部(溶融めっきを除く)	1,000ppm以下
			・スズ系めっき以外の金属めっき部	
			・無電解Niめっき部	
	・上記以外のもの	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下		
	・半導体内部の高融点はんだ(鉛が85W%以上のはんだ) ・電子セラミック部品 ・ブラウン管、電子部品、蛍光管に使用されるガラス ・合金(銅合金:0.35wt%以下、アルミニウム合金:0.4wt% 以下、銅合金、黄銅:4wt%以下)	適用除外		
2	水銀及びその化合物	・樹脂(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ ・水銀電池 ・水銀を使用したリレー、スイッチ、センサー	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
		・包装材料	意図的使用禁止 かつ、100ppm以下	
		・上記以外のもの	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
		・小型蛍光灯(1本当り5mg未満) ・一般照明用直管蛍光灯 ・ハロリン酸型(1本当り10mg未満) ・標準タイプトリリン酸型(1本当り5mg未満) ・超寿命タイプトリリン酸型(1本当り8mg未満) ・小型蛍光灯、直管蛍光灯以外のランプ	適用除外	

No.	物質名	用途	基準	
3	カドミウム及びその化合物	・樹脂、樹脂製品、及びその材料(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ、染料、接着剤 ・表面処理、コーティング ・小型蛍光灯	意図的使用禁止 かつ、5ppm以下	
		鉛フリー はんだ	・棒はんだ・線はんだ・やに入りはんだ ・クリームはんだ・はんだボール ・買入基板のはんだ接合部 ・部品はんだメッキ部(リード端子単体)	20ppm以下
		金属めっき	・スズ系めっき部(熔融めっきを除く)	20ppm以下
			・スズ系めっき以外の金属めっき部	75ppm以下
			・無電解Niめっき部	
		・厚膜ペースト材料、抵抗体 ・亜鉛およびその合金(黄銅などを含む)	75ppm以下	
		・上記以外のもの	意図的使用禁止 かつ、75ppm以下	
		・包装材	意図的使用禁止 かつ、100ppm以下	
・高信頼性を要求される電気接点(代替できないもの)	適用除外			
4	六価クロム化合物	・包装材 ・クロメート処理	意図的使用禁止 かつ、100ppm以下	
		・樹脂(ゴム、フィルム含む) ・顔料、塗料、インキ ・電池 ・触媒	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
		・上記以外のもの	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
5	ポリ臭化ビフェニール類 (PBB類)	・全用途 例えばプラスチック難燃剤	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	・全用途 例えばプラスチック難燃剤	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
7	3置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)化合物) (トリフェニルスズ(TPT)化合物)	・全用途 例えば塗料、顔料、安定剤、防腐剤	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm未満	
8	ジブチルスズ(DBT)化合物	・全用途 [以下の物質に含有の可能性有り] 樹脂安定剤、ポリウレタン用硬化触媒、シリコン用 硬化触媒、ガラス被覆剤、ゴム用改質剤	1,000ppm未満	
9	ジオクチルスズ(DOT)化合物	・繊維、油の材料の添加剤 ・以下の用途に限定して禁止。 ・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分温室硬化モールドキット(RTV-2モールドキット)	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm未満	
10	短鎖型塩化パラフィン(C10-13)	・全用途	意図的使用禁止	
11	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	・全用途	意図的使用禁止	
12	マイレックス	・全用途	意図的使用禁止	
13	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	・全用途	意図的使用禁止	
14	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、50ppm以下	
15	アスベスト類	・全用途	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下	
16	特定のアミン化合物(※1)	・全用途	意図的使用禁止	

No.	物質名	用途	基準
17	特定アミン(※2)を形成する アゾ染料・顔料	・人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する 可能性がある織物、革製品 (例：衣類、寝具、手袋、腕時計バンド等)	特定アミンとして 30ppm以下
18	オゾン層破壊物質	・冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途	意図的使用禁止
19	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	・全用途 例) 冷媒、発泡剤、実装基板の洗浄剤等	意図的使用禁止
20	ハイドロフルオロカーボン(HFC) パーフルオロカーボン(PFC) 六フッ化硫黄(SF6)	・全用途 例) 冷媒・断熱材等の製品に搭載する用途	意図的使用禁止
		・プロジェクター用電源ユニットのサーミアブソーバー への使用される六フッ化硫黄	適用除外
21	放射性物質	・全用途	意図的使用禁止
22	ベンゼン	・全用途	意図的使用禁止
23	ホルムアルデヒド	・パーティクルボード、MDF(中密度繊維板)等を用いた 木工の製品及び部品	気中濃度 0.1ppm以下 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下
24	ヘキサクロロベンゼン	・全用途	意図的使用禁止
25	特定ベンゾトリアゾール	・全用途 例えば樹脂の紫外線吸収剤	意図的使用禁止
26	パーフルオロオクタンスルホン酸 およびその塩(PFOS)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、 半製品、成形品、部品： 1,000ppm以下 表面処理：1μg/m <sup>2</sup> 以下
		・フトリソグラフィープロセス用のフォトレジスト ・フィルム、紙、印刷原版用の写真コーティング剤	適用除外
27	ジメチルフマレート	・全用途 例えば防湿剤、防カビ剤	意図的使用禁止 かつ、0.1ppm以下
28	塩化コバルト(Ⅱ)	・全用途 例えば乾燥材に使用される湿度表示薬、インジケーター	意図的使用禁止
29	多環芳香族炭化水素(PAH)	・皮膚または口腔内に直接、長時間または短期間で 繰り返し接触するゴムまたはプラスチック部品。	1ppm以下
30	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)	・全用途	意図的使用禁止 かつ、1,000ppm以下
31	ベンゼンアミン、N-フェニル、 スチレンおよび2,4,4 トリメチル ペンテンとの反応生成物(BNST)	・全用途	意図的使用禁止
		・ゴム中の添加剤(タイヤは除く)	適用除外



No.	物質名	用途	基準
32	ポリ塩化ビニル(PVC)およびその混合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外の下記の用途でポリ塩化ビニルの使用を制限する。</li> <li>(1)電気・電子機器の新製品における機器内部配線。</li> <li>(2)製品および製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装材</li> <li>なお、使用制限となる個々の部品、材料は、当社要請に基づき対応のこと。</li> <li>ただし、ポリ塩化ビニル代替材料はハロゲンフリー(フッ素を除く)であることを原則とする。</li> <li>なお、難燃剤として赤リンを使用する場合には、製品安全上の基準に適合すること。</li> <li>※ただし、EU RoHS 指令において機器として扱われるケーブルを除く。</li> <li>・非接触IC カード(FeliCa)用基材</li> <li>・キャリングバッグ等の生地およびコーティング剤</li> <li>・アクセサリ、接続コード等を束ねる結束バンド</li> <li>・部品に用いられる包装部品・材料(トレイ、マガジン、ストッパ、リール、エンボス、キャリアテープなど)を除く</li> <li>・熱収縮チューブ</li> <li>・フレキシブルフラットケーブル(FFC)</li> <li>・絶縁板、化粧板、ラベル</li> <li>・シート、ラミネート</li> <li>・車載機器取付け用吸着盤</li> </ul>	意図的使用禁止
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性など品質が保てない場合、調達面で困難な場合、法規制などで材料が指定されている場合、お客様から材料指定された場合等</li> <li>・塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤(バインダ)</li> </ul>	適用除外
33	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外の全用途</li> <li>例)ゴム、エラストマー、樹脂(特にポリ塩化ビニル)用可塑剤</li> </ul>	2018年7月22日以降禁止
34	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外の全用途</li> <li>例)ゴム、エラストマー、樹脂(特にポリ塩化ビニル)用可塑剤</li> </ul>	2018年7月22日以降禁止
35	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外の全用途</li> <li>例)ゴム、エラストマー、樹脂(特にポリ塩化ビニル)用可塑剤</li> </ul>	2018年7月22日以降禁止
36	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用除外に示す用途以外の全用途</li> <li>例)ゴム、エラストマー、樹脂(特にポリ塩化ビニル)用可塑剤</li> </ul>	2018年7月22日以降禁止
37	その他の有機臭素系化合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積層プリント配線基盤に用いられる難燃剤用途</li> </ul>	900ppm以下
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外のプラスチック部品の難燃剤</li> </ul>	意図的使用禁止
38	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)、リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TGPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック、樹脂、繊維、布材料への難燃剤用途</li> </ul>	1,000ppm以下
39	過塩素酸塩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全用途</li> </ul>	0.006ppm以下
15	その他の有機塩素系化合物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積層プリント配線基盤に用いられる難燃剤用途</li> </ul>	900ppm以下
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外のプラスチック部品の難燃剤</li> </ul>	意図的使用禁止
40	パーフルオロオクタン酸(PFOA)、その塩及びそのエステル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維、布材料、布皮材料へのコーティング剤</li> <li>・フィルム・紙・印刷版への写真用コーティング剤</li> </ul>	コーティングされた材料に対して 1μg/m <sup>2</sup> 以下
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体中に用いられる接着剤・ホイル・テープへの添加剤</li> </ul>	1,000ppm以下
41	酸化ベリリウム銅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全用途</li> </ul>	意図的使用禁止
42	ベリリウム銅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全用途</li> </ul>	意図的使用禁止
43	三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライト含む)のガラスの消泡剤、清澄剤の用途</li> </ul>	1,000ppm以下

No.	物質名	用途	基準
44	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、 フタル酸ジブチル、 フタル酸ブチルベンジン、 フタル酸ジイソブチル	・全用途	1,000ppm以下
		・デバイス、半導体およびその他部品に用いられる 包装部品・材料への添加剤	適用除外
45	フマル酸ジメチル(DMF)	・全用途	0.1ppm以下
46	ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム	・全用途	1,000ppm以下
47	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	・全用途	1,000ppm以下
48	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	・全用途	1,000ppm以下
49	N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)	・全用途	1,000ppm以下
50	エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	・全用途	1,000ppm以下
51	リン酸トリキシリル(TXP)	・全用途	1,000ppm以下
☆包装材：カドミウム、鉛、水銀、六価クロムの4重金属総量で、部位ごとに100ppm未満。但し、カドミウムは5ppm未満。			

表 1-2 特定のアミン化合物

表1-2 特定のアミン化合物

	CAS No.	物質名	化学式
1	27417-40-9	N-N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン	C20H20N2
2	(91-59-8)	2-ナフチルアミン及びその塩	C10H9N
3	(92-67-1)	4-アミノジフェニル及びその塩	C12H11N
4	(92-87-5)	ベンジジン及びその塩	C12H12N2

表1-3 分解により発生してはならない特定アミン

	CAS No.	物質名	化学式
1	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	C12H11N3
2	90-04-0	o-アニシジン	C7H9NO
3	91-59-8	2-ナフチルアミン	C10H9N
4	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	C12H10Cl2N2
5	92-67-1	4-アミノジフェニル	C12H11N
6	92-87-5	ベンジジン	C12H12N2
7	95-53-4	o-トルイジン	C7H9N
8	95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン	C7H8ClN
9	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	C7H10N2
10	97-56-3	o-アミノアソトルエン	C14H15N3
11	99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	C7H8N2O2
12	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	C13H12Cl2N2
13	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	C13H14N2
14	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	C12H12N2O
15	106-47-8	p-クロロアニリン	C6H6ClN
16	119-90-4	3,3'-ジメチルベンジジン	C14H16N2O2
17	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	C14H16N2
18	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	C8H11NO
19	137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	C9H13N
20	139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	C12H12N2S
21	615-05-4	2,4-ジアミノアノール	C7H10N2O
22	838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	C15H18N2

表 1-3 分解により発生してはならない特定アミン一覧

	CAS No.	物質名	化学式
1	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	C12H11N3
2	90-04-0	o-アニジジン	C7H9NO
3	91-59-8	2-ナフチルアミン	C10H9N
4	91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン	C12H10Cl2N2
5	92-67-1	4-アミノジフェニル	C12H11N
6	92-87-5	ベンジジン	C12H12N2
7	95-53-4	o-トルイジン	C7H9N
8	95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン	C7H8ClN
9	95-80-7	2,4-トルエンジアミン	C7H10N2
10	97-56-3	o-アミノアソトルエン	C14H15N3
11	99-55-8	5-ニトロ-o-トルイジン	C7H8N2O2
12	101-14-4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	C13H12Cl2N2
13	101-77-9	4,4'-メチレンジアニン	C13H14N2
14	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	C12H12N2O
15	106-47-8	p-クロロアニリン	C6H6ClN
16	119-90-4	3,3'-ジメチルベンジジン	C14H16N2O2
17	119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン	C14H16N2
18	120-71-8	2-メキシ-5-メチルアニリン	C8H11NO
19	137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	C9H13N
20	139-65-1	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	C12H12N2S
21	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール	C7H10N2O
22	838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	C15H18N2

表 1-4 REACH 規則 SVHC 173 物質 (第1次～第16次)

## ●SVHC 第1次リスト 15物質

	物質名	CAS No.
1	ジクロロコバルト(II)	7646-79-9
2	重クロム酸二ナトリウムニ水和物	7789-12-0
3	五酸化ニヒ素	1303-28-2
4	三酸化ニヒ素	1327-53-3
5	ヒ酸水素鉛	7784-40-9
6	ヒ酸トリエチル	15606-95-8
7	フタル酸ジブチル	84-74-2
8	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7
9	フタル酸ベンジルブチル	85-68-7
10	アントラセン	120-12-7
11	ビス(トリブチルスチル)オキシド	56-35-9
12	ムスクキシレン	81-15-2
13	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
14	一部塩化パラフィン(C10-C13)	85535-84-8
15	4,4'-メチレンビスアニリン	101-77-9

## ●SVHC 第2次リスト 15物質

	物質名	CAS No.
1	2,4-ジニトロトルエ	121-14-2
2	アントラセンオイル	90640-80-5
3	アントラセンオイル、アントラセンペースト、軽留分	91995-17-4
4	アントラセンオイル、アントラセンペースト、アントラセン留分	91995-15-2
5	アントラセンオイル	90640-82-7

	物質名	CAS No.
6	アントラセンオイル、アントラセンペースト	90640-81-6
7	フタル酸ジイソブチル	84-69-5
8	アルミノケイ酸、耐火性セラミック繊維	-
9	ジルコニアアルミノケイ酸、耐火性セラミック繊維	-
10	クロム酸鉛	7758-97-6
11	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛、モリブデン赤、C.Iピグメントレッド104	12656-85-8
12	黄鉛、C.Iピグメントイエロー34	1344-37-2
13	2-クロロエチル	115-96-8
14	高温コールタールピッチ	65996-93-2
15	アクリルアミド	79-06-1

## ●SVHC 第3次リスト 8物質

	物質名	CAS No.
1	トリクロロエチレン、トリクレン	79-01-6
2	ホウ酸	10043-35-3 11113-50-1
3	四ホウ酸ナトリウム	1303-96-4 1330-43-4 12179-04-3
4	四ホウ酸二ナトリウム	12267-73-1
5	クロム酸ナトリウム	2146108
6	クロム酸カリウム	7789-00-6
7	ニクロム酸アンモニウム	2151163
8	ニクロム酸カリウム	7778-50-9

## ●SVHC 第4次リスト 8物質

	物質名	CAS No.
1	硫酸コバルト(II)	10124-43-3
2	硝酸コバルト(II)	10141-05-6
3	炭酸コバルト(II)	513-79-1
4	酢酸コバルト(II)	71-48-7
5	2-メトキシエタノール、メチルセロソルブ	109-86-4
6	2-エトキシエタノール、セロソルブ	110-80-5
7	三酸化クロム	1333-82-0
8	三酸化クロムおよびそのオリゴマーから生成される酸 (クロム酸、ニクロム酸・重クロム酸、クロム酸・ニクロム酸のオリゴマー)	7738-94-5 13530-68-2

## ●SVHC 第5次リスト 7物質

	物質名	CAS No.
1	酢酸2-エトキシエチル	111-15-9
2	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
3	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7-11の分岐および直鎖アルキルエステル類	68515-42-4
4	ヒドラジン	7803-57-8 302-01-2
5	1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
6	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
7	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする 炭素数6-8のフタル酸エステル類	71888-89-6

## ●SVHC 第6次リスト 18物質(20物質)

	物質名	CAS No.
1	トリス(クロメート)ニクロム, クロム酸/クロム(III)	24613-89-6
2	クロム酸ヒドロキシ亜鉛カリウム	11103-86-9
3	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
4	アルミノケイ酸、耐火性セラミック繊維	-
5	ジルコニアアルミノケイ酸、耐火性セラミック繊維	-
6	アニリンとホルムアルデヒドの重合物	25214-70-4
7	ビス(2-メトキシエチル)＝フタラート	117-82-8
8	2-メトキシアニリン	90-04-0
9	4-(2, 4, 4-トリメチルペンタン-2-イル)フェノール	140-66-9
10	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2
11	ジエチレングリコールジメチルエーテル	111-96-6
12	ヒ酸	7778-39-4
13	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
14	ヒ酸鉛(II)	3687-31-8
15	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5
16	2, 2'-ジクロロ-4, 4'-メチレンジアニリン	101-14-4
17	3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)イソベンゾフラン-1(3H)-オン	77-09-8
18	アジ化鉛(II)	13424-46-9
19	2, 4, 6-トリニトロ-1, 3-ベンゼンジオール鉛(II)塩	15245-44-0
20	ニピクリン酸鉛, ビスピクリン酸鉛(II), 鉛(II)ビス(2,4,6-トリニトロベンゼン-1-オラート)	6477-64-1

## ●SVHC 第7次リスト 13物質

	物質名	CAS No.
1	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン	112-49-2
2	1, 2-ジメトキシエタン	110-71-4
3	三酸化二ホウ素	1303-86-2
4	ホルムアミド	75-12-7
5	鉛(II)＝ジメタンスルホナート	17570-76-2
6	1, 3, 5-トリス(オキシラン-2-イルメチル)-1, 3, 5-トリアジナン -2, 4, 6-トリオン	2451-62-9
7	rel-1, 3, 5-トリス[(R)-オキシラン-2-イルメチル]-1, 3, 5 -トリアジナン-2, 4, 6-トリオン	59653-74-6
8	ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メタノン	90-94-8
9	N, N, N', N'-テトラメチル-4, 4'-メチレンジアニリン	101-61-1
10	ジメチル(4-[ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチリデン]シクロヘキサ -2, 5-ジエン-1-イリデン)アンモニウム＝クロリド	548-62-9
11	ジメチル(4-[(4-アニリノ-1-ナフチル)[4-(ジメチルアミノ)フェニル] メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン)アンモニウム＝クロリド	2580-56-5
12	α, α'-ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4-(フェニルアミノ)-1 -ナフタレンメタノール (C.I. ソルベントブルー-4)	6786-83-0
13	ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-(メチルアミノ)フェニル]メタノール	561-41-1

## ●SVHC 第8次リスト 54物質

	物質名	CAS No.
1	デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5
2	ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
3	ペルフルオロドデカン酸	307-55-1
4	ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8
5	ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7
6	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、エトキシレート-well-defined物質 (組成等が分かっている物質)およびUVCB物質、ポリマーおよびその同族体)	-
7	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖-フェノールの4の位置で炭素数9の 直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、 個々の異性体またはその混合物のいずれも含むUVCB物質および well-defined物質(組成等が分かっている物質)	-
8	アゾジカルボンアミド	123-77-3

	物質名	CAS No.
9	ヘキサヒドロフタル酸無水物, シス-1, 2-シクロヘキサンジカルボン酸無水物, ヘキサヒドロフタル酸無水物	85-42-7 13149-00-3 14166-21-3
10	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸, 4-メチルシクロヘキサ-1, 2-ジカルボン酸無水物, メチルヘキサヒドロ無水フタル酸, メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	25550-51-0 19438-60-9 48122-14-1 57110-29-9
11	メトキシ酢酸	625-45-6
12	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0
13	フタル酸ジイソペンチル、フタル酸ジイソアミル	605-50-5
14	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル、n-ペンチル-イソペンチルフタレート	776297-69-9
15	ポリオキシアルキレン(C=2~3)ジアルキル(又はアルケニル)(C=1~5)エーテル(n=1~150)	629-14-1
16	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
17	ジブチルジクロロスズ	683-18-1
18	塩基性酢酸鉛	51404-69-4
19	水酸化炭酸鉛(II)	1319-46-6
20	塩基性硫酸鉛(Pb2O(SO4))	12036-76-9
21	[1, 2-ベンゼンジカルボキシラト(2-)]ジオキソ三鉛	69011-06-9
22	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛	12578-12-0
23	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8
24	四フッ化ホウ酸鉛(II)	13814-96-5
25	シアナミド鉛(II)	20837-86-9
26	硝酸鉛(II)	10099-74-8
27	酸化鉛(II)	1317-36-8
28	四酸化三鉛	1314-41-6
29	チタン酸鉛	12060-00-3
30	チタン酸ジルコン酸鉛	12626-81-2
31	塩基性硫酸鉛	12065-90-6
32	C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8
33	ケイ酸バリウム	68784-75-8
34	ケイ酸と鉛の塩	11120-22-2
35	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7
36	四エチル鉛	78-00-2
37	三塩基性硫酸鉛(Pb4O3(SO4))	12202-17-4
38	二塩基性リン酸鉛、二塩基性亜リン酸鉛	12141-20-7
39	フラン	110-00-9
40	2-メチルオキシラン	75-56-9
41	硫酸ジエチル	64-67-5
42	硫酸ジメチル	77-78-1
43	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1, 3-オキサゾリジン	143860-04-2
44	2-(1-メチルプロピル)-4, 6-ジニトロフェノール	88-85-7
45	2, 2'-ジメチル-4, 4'-メチレンジアニリン	838-88-0
46	4, 4'-オキシジアニリン	101-80-4
47	4-(フェニルジアゼニル)アニリン	60-09-3
48	4-メチル-1, 3-フェニレンジアミン	95-80-7
49	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
50	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
51	2-メチル-4-(2-トリルジアゼニル)アニリン	97-56-3
52	オートルイジン	95-53-4
53	N-メチルアセトアミド	79-16-3
54	1-プロモプロパン	106-94-5

## ●SVHC 第9次リスト 6物質

	物質名	CAS No.
1	カドミウム	7440-43-9
2	酸化カドミウム	1306-19-0
3	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0
4	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	-
5	ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム、ペルフルオロオクタノ酸アンモニウム、パーフルオロオクタノ酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1
6	ペンタデカフルオロオクタノ酸、ペルフルオロオクタノ酸、パーフルオロオクタノ酸 (PFOA)	335-67-1

## ●SVHC 第10次リスト 7物質

	物質名	CAS No.
1	硫化カドミウム	1306-23-6
2	ジヘキサノ-1-イル=フタレート	84-75-3
3	3, 3'-[(1, 1'-ビフェニル)-4, 4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフタレン-1-スルホネート)二ナトリウム (別名CIダイレクトレッド28)	573-58-0
4	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレン	1937-37-7
5	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
6	酢酸鉛 (II)	301-04-2
7	リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1

## ●SVHC 第11次リスト 4物質

	物質名	CAS No.
1	ビス[アルキル(C=6)]=フタレート、フタル酸ジイソヘキシル (DIHP)	68515-50-4
2	塩化カドミウム (II)	10108-64-2
3	過ホウ酸ナトリウム及びその塩	- EC No.239-172-9, 234-390-0
4	ペルオキシホウ酸ナトリウム	7632-04-4

## ●SVHC 第12次リスト 6物質

	物質名	CAS No.
1	硫酸カドミウム (II)	10124-36-4, 31119-53-6
2	フッ化カドミウム (II)	7790-79-6
3	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7
4	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ペンチルフェノール	25973-55-1
5	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1
6	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTEとMOTEの反応生成物) ※	-

## ●SVHC 第13次リスト 2物質

	物質名	CAS No.
1	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物	68515-51-5, 68648-93-1
2	5-sec-ブチル-2-(2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキササン[1]、5-sec-ブチル-2-(4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル)-5-メチル-1,3-ジオキササン[2] ([1]と[2]の個々の立体異性体、またはその組合せも含む)	-

## ●SVHC 第14次リスト 5物質

	物質名	CAS No.
1	1, 3-プロパンスルトン	1120-71-4
2	2-(2-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール[別名: 2-(3, 5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール]	3864-99-1
3	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	36437-37-3
4	ニトロベンゼン	98-95-3
5	パーフルオロノナン-1-酸、その塩とアンモニウム塩	375-95-1, 21049-39-8, 4149-60-4

## ●SVHC 第15次リスト 1物質

	物質名	CAS No.
1	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8

## ●SVHC 第16次リスト 4物質

	物質名	CAS No.
1	4, 4'-プロパン-2, 2-ジイルジフェノール	80-05-7
2	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖[フェノールの4の位置で炭素数7の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体やその組合せのどれでもを含んだUVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)を含む]	-
3	ナトリウム=ノナデカフルオロデカノアート	3108-42-7, 335-76-2, 3830-45-3
4	4-tert-ペンチルフェノール	80-46-6

## 9.3 環境情報及び製品情報の提出

お取引先様から当社に納入いただく調達品について、構成及び含有する化学物質を把握するため、仕様書の取交し時、又は初回納入時及び当社が要求した時に資料の提出をお願い致します。

<ご提出いただく資料>

- ①環境負荷物質不使用証明書 ※弊社から別途様式配布致します。
- ②製品安全データシート (MSDS) 又は安全データシート (SDS)
- ③環境負荷物質の分析データ

(RoHS 規制物質の ICP 分析データ)

※但し、必要に応じて顧客仕様等の要求により分析項目追加等の  
お願いをさせて頂く場合があります。

- ④材料ミルシート (構成成分が分かるもの)
- ⑤環境調査表
- ⑥環境監査チェックシート

※④⑤⑥は当社から必要に応じて提出依頼した場合



#### 9.4 分析データの取得

分析データは、当社顧客からの要請もあり、原則1年毎に提出をお願いします。また、当社からの分析データの提出要求時に、測定後1年以内の分析データを速やかに提出してください。

当社に提出いただく分析データは、より正確な定量測定が可能である表2に示す方法、あるいはそれと同等以上の測定精度が保証された方法での測定をお願い致します。分析データには、「分析装置名」「分析日」「分析責任者名」「分析担当者」「測定の下限值」の記載と「前処理から測定までの手順（分析フローチャート）」の添付をお願い致します。

分析は、材料（例：金属+フィルム）やメッキ（例：下地メッキ+メッキ）梱包材（例：プラスチック+インク+塗料）などで複数の素材から構成される納入品については、均質素材毎の分析をお願い致します。

表2 分析方法例

物質名	分析方法
カドミウム(Cd) 鉛(Pb)	誘導結合プラズマ発光分光分析法 (ICP-AES) 誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS) 原子吸光分析法 (AAS)
水銀(Hg)	加熱気化原子吸光分析法 (AAS) 還元気化原子吸光分析法 (CV-AAS) 誘導結合プラズマ発光分光分析法 (ICP-AES) 誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS)
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	ジフェニルカルバジド吸光光度法 (UV-VIS) イオンクロマトグラフィ分析法 (IC)
PBB、PBDE	ガスクロマトグラフ質量分析法 (GC-MS)

#### 9.5 製品情報の取扱い

ご提出いただいた含有化学物質に関する情報（製品情報、製品安全データシート、分析データ等）は、当社のお客様に対して RoHS 指令等国内外の法規制、お客様の基準への適合性のエビデンスとして開示させていただく場合がございますのでご了解ください。

#### 9.6 検査成績書等への記載

納入していただく製品や部材について、可能な場合は検査成績書又はミルシート等に当社の環境負荷物質不使用、又は RoHS 規制物質不使用である旨の記載をお願い致します。

#### 9.7 変更申請及び異常発生連絡

納入していただく製品や部材について、仕様書記載内容に関する変更を含み工程の変更や使用原料など変更をしようとする時は、変更事項について事前に当社生産管理部購買窓口へ連絡し、指示に従ってください。

また、当社に納入した製品や部材に表 1-1「環境負荷物質一覧」に記載の使用禁止物質が含有する等の不適合が流出した場合は、速やかに対象となる範囲を明確にし、当社生産管理部購買窓口へ報告してください。

### 10. 監査の実施

お取引先様の環境品質管理の状況、環境負荷物質管理の体制および運用状況を確認するため、当社のチェックリストに基づき監査（自主監査、訪問監査）を実施させて頂く場合がありますのでご協力をお願い致します。

監査の実施にあたっては、当社購買部門から事前にご対応のお願いを致します。監査では主に以下の項目について確認させて頂きます。

#### 10.1 環境品質管理体制

お取引先様における環境に対する取り組み、および製品の環境品質を保証するための仕組み、それらを管理するための体制が確立されているかを確認致します。

※尚、上記の環境品質管理体制の確認では ISO9001、ISO14001 の認証取得や各社グリーン調達等の認定に関する取得情報も参考にさせて頂きます。

#### 10.2 含有化学物質管理状況

お取引先様での部材調達から製造工程、製品出荷までにおける化学物質の管理状況、お取引先様から当社に納入いただく調達品に法令および当社基準で禁止されている化学物質を含有しないための管理内容、およびその検証方法の確認を致します。

#### 10.3 調達先、外注先管理

お取引先様の調達先、外注先に対し、当社に納入いただく調達品に対する要求事項を満足させるため管理の実施要請とその実施状況の確認を致します。

#### 10.4 変更管理

お取引先様での部材、工程等に変更の必要が生じる場合には、事前に当社への変更連絡、及び変更に対する技術的な情報提供を含めた変更管理体制の確立とその実施状況の確認を致します。

#### 10.5 異常管理

当社に納入いただく調達品に環境品質に関する異常の可能性が生じた場合、速やかに当社への連絡体制の確立とその処置についての実施状況を確認致します。

#### 10.6 教育の徹底

当社に納入いただく調達品に対し関係する部門の方に、RoHS 指令や当社要求事項等に対する教育実施状況の確認を致します。

#### 【お問い合わせ先】

本ガイドラインに関するご質問は、下記までお問い合わせください。

日電精密工業株式会社

生産管理部 購買担当      Koubai@nsk-cp.co.jp

環境 ISO 事務局              Isocenter@nsk-cp.co.jp

<参考> 環境負荷物質不使用証明書

※環境負荷物質不使用証明書の書式は、別途弊社より配布致します。

## 改定履歴

版数	発行日	改定内容	承認	査閲	作成
第1版	H19.03.26	新規制定	長柄	—	近藤
第2版	H26.04.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表 1-1、表 1-2 SONY、AIS 基準に見直し</li> <li>・表 1-4 REACH SVHC 物質を禁止物質に追加</li> <li>・不使用証明書の改定</li> </ul>	坂	—	近藤
第3版	H29.02.01	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9.2 化学物質管理の実施 (1)改定、(2)削除、</li> <li>・ 表 1-1 使用禁止物質の用途と基準 (閾値) を顧客の環境仕様に合わせ見直し。</li> <li>・ 9.3 環境情報及び製品情報の提出 ご提出いただく資料の見直し</li> <li>・ 表 1-4 「REACH 規則 SVHC 173 物質」(第 11 次～第 16 次) を追加</li> </ul>	坂	—	近藤